

# 第1回埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会 第1回埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会 議事概要

平成21年11月26日(木)

10:00 ~ 12:10

埼玉教育会館

- ・協議会設立の手続き
- ・「埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認
- ・「埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱」の承認
  - 埼玉県タクシー特定地域協議会設立準備会による要綱説明を受け、  
県南中央・県南西部共に構成員満場一致により要綱を承認 -
  
- ・構成員の紹介
  - 構成員の紹介に代えて、委員出席者名簿の確認をしていただくこととした。 -
  
- ・会長選出
  - 県南中央・県南西部それぞれの委員により共に上岡埼玉運輸支局長が会長に推薦され、  
県南中央・県南西部共に全委員より承認 -
  
- ・県南中央・県南西部共に協議会の運営に関して必要な事項の協議
  - 県南中央・県南西部共に全委員より意見なし -

以上により本協議会が設立。

- ・協議会の開始に当たり、協議会は公開とすること及び議事概要の公表について県南中央・県南西部共に出席者の了承を得た。

## 2. 第1回 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会及び 第1回 埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会の開催

- ・開会宣言(事務局)
- ・会長挨拶

### 【上岡会長】

- ・タクシー事業は平成14年2月以前、免許制により需給調整が行われていたが、法改正により事業は免許制から許可制となった。

- ・しかし、バブル崩壊後の需要減退期における規制緩和であり、新規参入により車両台数は増加し運賃競争が激化、タクシーの一台当たりの売り上げも落ち込んだ。
- ・こうしたことから事業者の経営基盤やドライバーの労働環境も悪化し、これに伴い事故が増える、サービスレベルが低下する、交通渋滞や環境問題が深刻になるなどの問題が起きている地域もある。
- ・こうしたことを背景に、平成20年2月から「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置され、この答申を踏まえて先般の国会に法案提出がなされ、与野党での侃々諤々の議論の末、最終的には全会一致で可決され、この10月1日より「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行された。
- ・埼玉県県南中央・県南西部・県北交通圏が特定地域に指定され、県北交通圏においては10月28日、協議会を行った。
- ・埼玉県県南中央・県南西部交通圏においても、タクシー事業が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするため、皆さまのお力とお知恵をお借りしたい。
- ・ 事務局長指名
  - 県南中央・県南西部共に、会長より埼玉県タクシー協会会長「森委員」を指名。
- ・ 議事
  - 「本協議会の目的と役割について」  
資料2により事務局より説明。
  - 「埼玉県におけるタクシー業界の現況について」  
資料3により事務局より説明。  
資料4により「適正と考えられる車両数の算定について」を事務局より説明。
  - 「本協議会の今後の検討の進め方について」  
資料5により事務局より説明。
- その他
  - 特になし
- ・ 自由討議
  - 【野田委員（星野代理）】
    - ・新法の趣旨が非常によく分かった。
    - ・タクシー運転者の労働時間は、労使協定により2暦日21時間まで、月は262時間までよい、という基準がある。
    - ・運転者からは、労使協定がない中で時間外勤務があり、割増の賃金が支払われないことや、過労運転につながる勤務実態についての相談がある。
    - ・歩合給は累進的なものがあるが、累進歩合だと、もう少しで上がる、という時にどうしても21時間を超えてしまうので、上の人とも相談しながら改善の方向を指導していきたい。
    - ・労使の中で適正な労働条件を確保することが利用者の安全安心につながるので、今後、これらが盛り込まれ実施されるよう、議論を願いたい。
  - 【西村委員（大高代理）】
    - ・今後、地域計画の中で地方公共団体として、どのような役割を果たせるかを見ていきたい

い。

- ・県以上にまちづくりは市町村が主体であるので、今後どのように地域の特性を地域計画に生かしていくのが、第2回以降のテーマになると思う。

【遠山委員】

- ・大宮駅東口タクシープール関係ではさいたま市としても協力させていただいた。
- ・市の都市交通戦略協議会も立ちあげているが、地域のまちづくりの観点から、タクシー新法における地方公共団体としてのあり方を考え、申し上げることがあれば申し上げていきたいと思う。

【根本委員】

- ・鶴ヶ島市においてはコミュニティバスを導入して市内循環していたが、効率が悪く、市の負担も重いため、平成20年3月、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会を立ち上げ、活性化再生法を活用し、循環バスの見直しを行った。
- ・空白地域については乗合タクシーを導入することとした。平成21年3月、地域公共交通活性化計画によりまとまり、来年1月より実証運行を行う計画である。
- ・結果的に良い意味での、タクシー活用の端緒についたと思っている。
- ・今後、実証実験の結果を検証し、良い方向へもっていきたいと思う。

【桑原委員】

- ・観光は地域の文化・経済あらゆるものの源と考えているが、今は様々な事業を推進する途上にあると思う。
- ・ユーザー側から見れば、タクシーは対応の優しいタクシー等、ソフト面が大きく左右する。適地適所にタクシーが配置されるよう、アイデアを出し、推進をしている。
- ・川越市としては観光人口はまだまだ増えると踏んでいるので、利用者の立場で意見を申し上げていきたいと考えている。
- ・このような協議会が出来たということは、ありがたいことだと思う。

【木内委員（細野代理）】

- ・埼玉のタクシーの労働時間や賃金の関係においては、安全運転の認識を新たにしたところである。
- ・高齢化が進む中で、お年寄りの方々が郊外の大型店に行かなければ物資が手に入らなくなった。福祉タクシー等、新しいニーズに応じたタクシー需要が望まれるのではないか。
- ・用途に応じたタクシー需要が地域計画に盛り込まれるかどうかは分からないが、埼玉のタクシー業界をアイデアで何とかしたいと痛感している。

【吉田委員】

- ・新法の特徴として、減車ができる、というスキームが入り、適正化・活性化というものを考えるには、需要量の拡大を考えなければならない。
- ・利用者が理解できるサービスを考えていかなければ活性化にはつながらないので、運転者の資質の向上について協議会の中で議論していきたい。
- ・労働条件の改善については、労働局さんの話にもあったように、オール歩合というものを考えると、タクシー産業全体として活性化・需要量拡大に取り組まなければならないので、今後、そのような視点に立って協議会に取り組んでいきたい。

【小谷委員】

- ・今は景気が悪く、また、タクシーは公共交通機関とみなされているが、サービス業としての公共交通機関としての意識がないので歪みが生じていることから、格上げを図ってほしい。
- ・バスや鉄道の空白を埋めるのは、安全なタクシーが一番であるが、サービス面等で誤解されている部分もあり、これから協議会で検討していきたいので協力を願いたい。

【須田委員】

- ・社会情勢が厳しい中で、地域の方々の信頼を得るため、子育て支援タクシーを導入している。女性ドライバー４名で、お子さんがいる家庭を対象としているが、長い目で見ると、それらが少しずつ育っていけばよいと思う。
- ・ポイント制を始めたところ、タクシーに乗るとポイントがもらえる、と特に女性の方に喜ばれている。
- ・志木市は人口が６万人位、朝霞市は１２万人位、新座市は１４万人位なので、限られた範囲ではあるが需要を拡張しようという努力をしている。
- ・地域の皆様から信頼され、愛される、地域に根ざしたタクシーとなるよう、西部支部全体として取り組んでいきたい。

【傳法谷委員（安田代理）】

- ・タクシー事業は様々な人たちが尽力し、より良くするための取り組みをしているので感心した。
- ・他の鉄道事業者と比べ、弊社は足の長い路線を持っているので、速達性を持った都市間輸送が最大の使命と考えている。
- ・公共交通の促進や、委員会等の参画については可能な限り協力させてもらっている。
- ・「交通結節点」としての駅前広場は重要な役割を持っている。地方では駅前広場の性格を持っていないものもあるが、今後、都市計画等に関して前向きに、可能な限り協力していきたいと考えている。

【田島委員（長野代理）】

- ・このような駅前広場がよい、また、このような交通規制がよい等、一番使い勝手がよいものは何か、意見を出してほしい。
  - ・駅前広場は開発が進んでいるので、これが一番よい、という意見を上げてもらえれば、警察も前向きに協力していきたいと思う。
- ・閉会

【事務局】

- ・次回第２回協議会の日程でございますが、合同ではなく、個別で、同じ日に開催したいと考えています。時期は１２月下旬を予定しておりますが、事務局で調整を行い改めてご連絡差し上げます。委員の皆様方におかれましては、何卒ご調整頂きご出席のほどよろしくお願いいたします。

【上岡会長】

- ・本日は委員の皆様にはタクシー新法施行後、県南中央・県南西部は一回目の地域協議会ということでしたが、いろいろな分野の立場におかれましてタクシーに関して貴重なご意見をありがとうございました。今後第２回の協議会に向けて地域計画の骨子等

をこれから検討していきたいと思っておりますが、またご質疑の点等ありましたらご連絡いただければと思います。本日は誠にありがとうございました。

【配布資料】

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 - 1 埼玉県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

資料 1 - 2 埼玉県南西部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

資料 2 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」制定の背景と協議会の目的

資料 3 埼玉県のタクシー業界の状況

資料 4 適正と考えられる車両数の算定について

資料 5 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」地域計画

参考資料 1 大宮駅東口タクシープール IT システム

参考資料 2 法人タクシー運転者登録制度

以上